令和7年度(令和6年度繰越)

南丹市省エネ機器等導入支援事業補助金【第3弾】

エネルギー価格の高騰の影響により厳しい経営状況にある市内の中小企業者等の事業継続と経営改善を 図るため、省エネ機器等導入の取組支援事業を募集します。

対象事業者

南丹市内に本社、主たる事業所又は店舗を有する事業者又は当該事業者で構成された団体で、市税の滞納がなく、次のいずれかに該当する事業者又は団体が対象となります。

- (1) 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者
- (2) 規約等を定めて共同で事業を実施する任意に組織された団体(商業団体等)
- (3)農事組合法人又は集落営農組織
- (4)個人事業者
- (5) その他、市長が適当と認めた事業者

募集開始 4/1 (火) 予算上限に達し 次第締め切り

対象事業

_ 刈家とはる事未は、「むに正める自工不憾品を導入する事未じす。			
補助対象事業の対象となる省エネ機器			
種別	エアコン、照明器具、電球、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、冷蔵・冷凍ショーケース、エコキ		
	ュート (電気温水機器)、ガス温水機器、石油温水機器など		
性能条件	条件 以下の条件のいずれかを満たすもの		
	家電品の場合(家電量販店等の小売業者から購入可能なもの) ・「統一省エネラベル」の『多段階評価点』が★3.0以上のもの		
	・「電球」は、『省エネ基準達成率』が 100%以上のもの		
	業務用機器の場合(メーカー又は提携販売店等から購入するもの)		
	・メーカーが発行するカタログにおいて、15%以上の省エネ改善効果が確認できるもの		
	・メーカー又は提携販売店等が発行する証明書により、申請者が現に設置している機器と		
	比較して15%以上の省エネ改善効果が確認できるもの		

- ※総額5万円以上(消費税抜)の機器が対象となります。
- ※導入先の事業所が住居と共用している場合等、<u>専ら事業の用に供する場合以外は対象外</u>となります。
- **※汎用性があり目的外になり得るものは対象外となります。(例:パソコンやタブレット端末など)**
- ※<u>令和8年2月28日までに</u>事業を完了していただく必要があります。(1事業者あたり申請は<u>1回限り</u>)

助成内容

助成内容は以下のとおりです。予算に限りがありますので<u>先着順に受け付け</u>、予算総額に達した時点で受け付けを締め切ります。(申請書類に不備があった場合、すべて整った時点での受理となります。)

補助率等	市内事業者から購入または施工した場合	補助率 3/4 以内 上限 30 万円
	市外事業者から購入または施工した場合	補助率 1/3 以内 上限 30 万円

申請方法

持参または郵送でお申込みください。<u>※ご提出前に事前相談をおすすめします。</u>ご相談・持参の場合の受付時間は、開庁日の午前8時30分~午後5時00分 令和5年度に実施いたしました同事業をご活用された方はご申請いただけません。

申請窓口

南丹市役所 農林商工部 商工観光課 622-8651 南丹市園部町小桜町 47番地 1号庁舎1階

問い合わせ:南丹市役所 農林商工部 商工観光課

電話:0771-68-1008 E-Mail:syoukou@city.nantan.lg.jp